

国空航第420号
令和元年6月18日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



小型航空機等の運航に係る法令遵守及び安全優先の意識の徹底について

小型航空機等の運航に関しては、これまでも航空安全講習会等を通じて、法令遵守及び安全優先の意識の徹底を図るとともに、小型航空機等の安全推進委員会において、有識者や関係団体の意見を踏まえながら、更なる安全対策を検討・推進してきたところです。

しかしながら、平成30年9月16日に大分空港において胴体着陸事案を発生させた個人操縦士が、航空身体検査証明の有効期間及び特定操縦技能審査の操縦等可能期間のいずれも超過した状態で当該飛行を行っていたことが判明しました。更に調査を進めた結果、当該操縦士は、当該飛行を含め、航空身体検査証明の有効期間を超過した状態での飛行を断続的に計88回、特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態での飛行を断続的に計36回実施したことが確認されました。当該操縦士は、これらの違反行為があったことを事後的に把握していたにもかかわらず、その事実を報告せず、有効な対策をとらないまま、長期間にわたって同様な事案を繰り返し行っていました。なお、少なくとも平成28年8月14日の飛行については、特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態であることを認識しながら行ったものと認められました。これらは、航空法（昭和27年法律第231号）第28条第1項及び同法第71条の3第1項に違反する行為に該当するとともに、法令遵守及び安全優先の意識が大きく欠如した非常に悪質な行為でありました。

また、当該操縦士は、自らが航空法令や安全確保を含めた特定操縦技能の審査を行う操縦技能審査員でしたが、これらの法違反の事実を報告することなく平成29年1月10日に審査員の認定を再取得しており、操縦技能審査員としての適格を著しく欠くものであったと認められます。

これを受け、本日（6月18日）付で当該操縦士に対し、航空法第30条の規定に基づく航空業務停止及び同法第71条の3第4項の規定に基づく操縦技能審査員の認定の取り消しを行ったところです。

航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度は操縦士の心身の状態及び操縦技能の維持を図るものであり、これらの制度を含めた法令遵守及び安全意識の徹底は、航空の安全確保にとって極めて重要なものです。小型航空機等の運航の安全性向上のために取組む中で、今回の事案が発生したことは、航空安全に対する信頼を失墜させかねないものであり、極めて遺憾です。

つきましては、貴団体等におかれましても、下記のとおり小型航空機等の法令遵守及び安全優先の意識徹底のための指導・周知を図って頂きますようお願いいたします。

記

1. 傘下会員及び関係団体等に対し、速やかに、本事案の事例周知をし、毎飛行前に資格等の有効期間を確認するなど厳格な期限管理を徹底するとともに、航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度を含めた法令遵守・安全優先の意識徹底を図ること。また、安全講習会を含めたあらゆる機会を通じて継続的に注意喚起・周知徹底を図ること。
2. 傘下の操縦技能審査員に対し、改めて航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度を含めた法令遵守・安全優先の意識を徹底するとともに、特定操縦技能審査の機会を通じて、受審者の航空法令・安全確保に関する知識を確認すること。
3. 航空法令の違反又はそのおそれがあることを知り得たときは航空局に対して速やかに報告すること。

以上

令和元年6月18日
航空局

個人操縦士に対する不利益処分について

平成30年9月16日に大分空港における胴体着陸事案を発生させた個人操縦士について、当該飛行を含め、航空身体検査証明の有効期間及び特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過して運航していた事実が判明したことから、本日付で当該操縦士に対し、航空法に基づく不利益処分（航空業務停止60日及び操縦技能審査員の取消し）を行いました。

1. 事案の概要

平成30年9月16日、北九州空港を離陸した個人操縦士の運航する小型航空機（ムニー式M20K型）が大分空港に着陸する際に脚下げ操作を失念したことにより胴体着陸となり、損傷した機体を滑走路から撤去するまでの間、同滑走路が閉鎖された。

本事案発生後の調査で、当該操縦士の航空身体検査証明の有効期間及び特定操縦技能審査の操縦等可能期間のいずれも超過した状態で当該飛行を行っていたことが判明した。更に調査を進めた結果、当該操縦士は、当該飛行を含め、航空身体検査証明の有効期間を超過した状態での飛行を断続的に計88回、特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態での飛行を断続的に計36回実施したことが確認された。当該操縦士は、これらの違反行為があったことを事後的に把握していたにもかかわらず、その事実を報告せず、有効な対策をとらないまま、長期間にわたって同様な事案を繰り返し行っていた。なお、少なくとも平成28年8月14日の飛行については、特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態であることを認識しながら行ったものと認められた。

これらは、航空法第28条第1項及び同法第71条の3第1項の規定に違反する行為である。

また、当該操縦士は、自らが特定操縦技能の審査を行う操縦技能審査員であったが、これらの法違反の事実を報告することなく、平成29年1月10日に審査員の認定を再取得していた。

2. 国土交通省航空局による対応

航空身体検査証明の有効期間及び特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態で長期間にわたって飛行を繰り返した行為は、航空従事者に対する不利益処分の対象となる航空法第30条第1号に規定する航空法に違反する行為に該当するとともに、法令遵守及び安全優先の意識が大きく欠落した非常に悪質な行為であった。

また、法違反の事実を報告することなく、操縦技能審査員の認定を再取得した当該操縦士の行為は極めて不適切であり、操縦士の航空法令や安全確保を含めた知識及び技能を定期的に審査する操縦技能審査員として、航空法施行規則第162条の7第5号に定める必要な能力を有しているとは認められず、操縦技能審査員としての適格を著しく欠く。

以上のことから、当該操縦士に対し、以下の措置を行った。

- (1) 航空法第30条の規定に基づく航空業務停止60日間
- (2) 航空法第71条の3第4項の規定に基づく操縦技能審査員の認定の取り消し

国土交通省としては、引き続き航空安全講習会などの機会を通じて自家用操縦士等に対し法令遵守・安全優先の意識を徹底するとともに、「小型航空機等の安全推進委員会」において有識者や関係団体等からの意見を踏まえながら更なる安全対策を調査・検討することにより、小型航空機等の安全確保を図ってまいります。

以上

(参考資料1) 参照条文

(参考資料2) 航空身体検査証明制度について

(参考資料3) 特定操縦技能審査制度について

《 問い合わせ先 》

- 2. (1) については、航空局安全部運航安全課 小西、奈良
代表：03-5253-8111（内線：50104、50312） 直通：03-5253-8737
FAX：03-5253-1661
- 2. (2) については、大阪航空局保安部運用課 森下、和田
直通：06-6949-6591
FAX：06-6920-4041

参照条文

○航空法（昭和27年法律第231号）（抄）

（業務範囲）

第28条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有するものでなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行ってはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（技能証明の取消等）

第30条 国土交通大臣は、航空従事者が左の各号の一に該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分違反したとき。
- 二 航空従事者としての職務を行うに当り、非行又は重大な過失があつたとき。

（特定操縦技能の審査等）

第71条の3 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第百三十四条において同じ。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

- 一 航空機に乗り組んで行うその操縦

二・三 （略）

2・3 （略）

4 国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。

○航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）

（法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間）

第百六十二条の三 法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

2 （略）

第百六十二条の七 法第七十一条の三第一項の認定は、当該認定を受けようとする者が行おうとする同項の審査に係る航空機の種類ごとに次に掲げる基準に適合する者について行う。

一～四 （略）

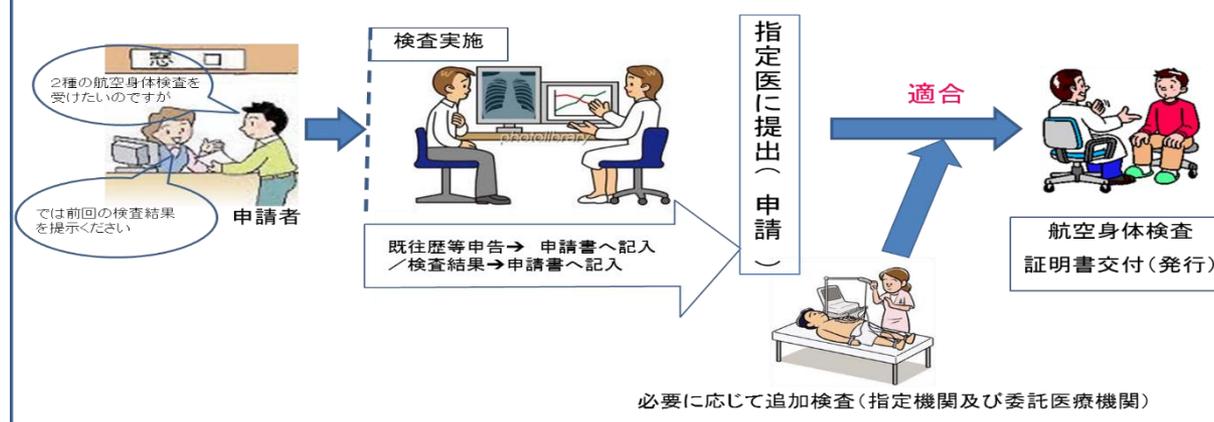
五 前号に掲げるもののほか、法第七十一条の三第一項の審査を行うのに必要な経験及び能力を有していること。

六 （略）

航空身体検査証明制度について

- 技能証明を有する操縦士は、有効な航空身体検査証明を有していなければ操縦等を行うことはできない(航空法第28条)。
- 国土交通大臣が指定した指定航空身体検査医等により身体検査基準に適合することの確認を受けることで航空身体検査証明が発行され、その有効期間は技能証明の資格ごとに年齢や運航の態様等に応じて設定される(航空法第31条及び第32条)。

航空身体検査申請(更新)から交付まで(適合の場合)の流れ



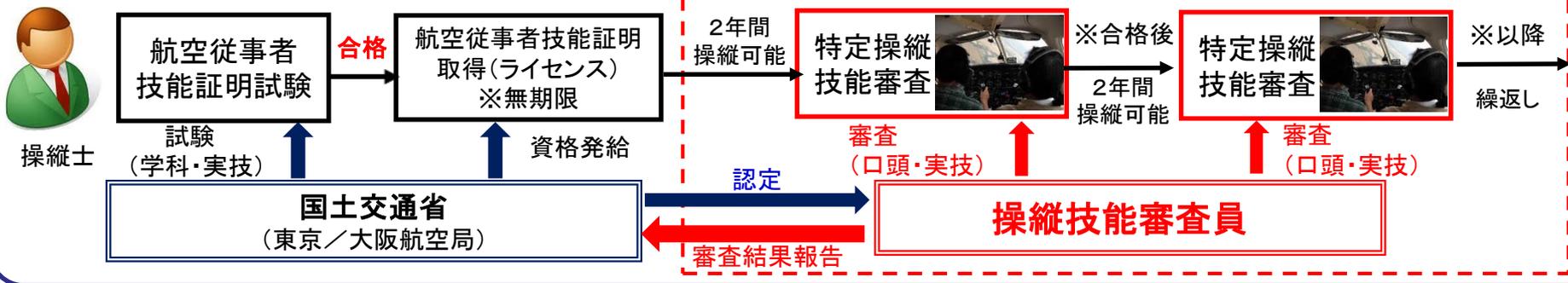
検査項目
1.一般
2.呼吸器系
3.循環器系及び脈管系
4.消化器系(口腔及び歯牙を除く)
5.血液及び造血臓器系
6.腎臓、泌尿器系及び生殖器系
7.運動器系
8.精神及び神経系
9.眼
10.視機能
11.耳鼻咽喉
12.聴力
13.口腔及び歯牙
14.総合

基準	技能証明	運航の態様	年齢	有効期間
第1種	定期運送用操縦士及び事業用操縦士	※1、※2に該当しない場合	年齢関係なし	1年
		※1: 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	40歳未満	1年
			40歳以上	6月
		※2: 航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合(※1を除く)	60歳未満	1年
	60歳以上		6月	
	准定期運送用操縦士	※2に該当しない場合	年齢関係なし	1年
※2: 航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合		60歳未満	1年	
		60歳以上	6月	
第2種	自家用操縦士	自家用操縦士で認められているすべての運航の態様	40歳未満	5年又は42歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
			40歳以上 50歳未満	2年又は51歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
			50歳以上	1年

特定操縦技能審査制度について

- 技能証明を有する操縦士は、国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員による定期的な技能審査(特定操縦技能審査)に合格しなければ操縦等を行うことはできない(航空法第71条の3)。
- 当該技能審査に合格してから2年間操縦等が可能となる。
- ※ 航空会社に所属する操縦士は、当該航空会社における定期的な技能審査を義務付けているため対象外

特定操縦技能審査制度



審査の流れ(自家用操縦士のイメージ)

① 知識審査

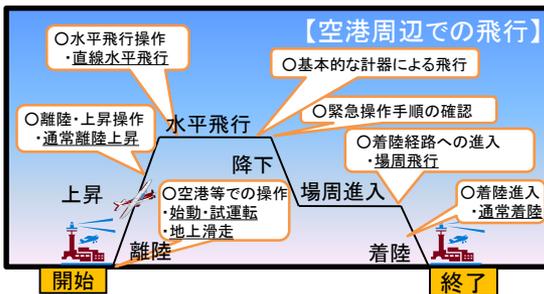
口述により運航に必要な知識を有するかどうかを審査(航空法規、運航規則、最近の事故等を踏まえた留意事項等)

② 飛行前作業審査

実技審査の飛行前に必要な準備作業等を通じて、適確に飛行前作業を遂行できるか審査(重量重心位置確認、航空情報・気象情報確認、整備状況・搭載燃料等確認、飛行計画策定・通報等)

③ 実技審査

実機による空港周辺の飛行又は模擬飛行装置等により実技審査を実施し、操縦操作や状況判断等を審査



④ 実技審査後レビュー

実技審査等のレビューを行うこと等により、特定操縦技能を有するか最終的に確認(気象等の影響で十分に確認できなかった項目について追加的な口頭審査等)

⑤ 合否判定

操縦技能審査員により被審査者が特定操縦技能を有するかどうか合否判定

- 被審査者の技能証明書に審査結果、審査合格の有効期限等を記入
- 国土交通大臣に審査結果等を速やかに報告等